



モンゴル環境観光大臣による省令

2022 年 8 月 26 日

第 A/324 号

ウランバートル市

規制の承認

モンゴル政府法第 24 条の第 1 項、および「遺伝資源に関する法律」第 10 条の 10.5 に基づき、次のように命令する。

1. 「遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識のデータベースへの登録・管理・利用・保管および保護の規制」を付録 1 に、「データベースの構成要素リスト」を付録 2 に、「登録申請書」を付録 3 にそれぞれ加えることを承認する。
2. 本規制の実施を監督し、専門的な方針や方法を提供する任務を、緑化計画本部「B. Buyannemeh」が負うものとする。

B.Bat-erdene 大臣

環境観光大臣による省令

第 A/324 号

付録 1 遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識のデータベースへの登録・管理・利用・保管および保護の規制

1. 共通分野

1.1. 本規制は、「遺伝資源に関する法律」第 10 条の 10.1 に定められた遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識の登録、および情報データベース（以下「情報データベース」という）の登録・管理・利用・保管および保護に関する関係を規定する。

1.2. 情報データベースは、環境保護法第 35 条に規定されたデータベースの一部である。

1.3. 情報データベースは電子形式で登録され、その情報はデジタルデータ・音声・ビデオ・写真・グラフィックス、および文書の形式であり、電子環境で動作する。位置データは地理情報システムに連動する。

1.4. データベースのソフトウェアと技術は、情報、通信、および技術の統一された国家政策と協調しています。

2. 情報データベースの構成

2.1. 情報データベースは以下のデータベースから構成される。以下：

2.1.1. 遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識の情報データベース。

2.1.2. 遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識の利用に関する電子登録。

2.1.3. 遺伝子バンクのデジタルデータベース。

2.2. 遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識の情報データベースには、遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識、動物、植物、および微生物の遺伝資源に関する情報が含まれる。

2.3. 遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識の使用に関する電子記録には、遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識の利用や報告に関する情報が含まれる。

2.3.1. 遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識の利用に関する電子記録は、以下の情報から構成される。以下

2.3.1.1. 「遺伝資源に関する法律」第 13 条の 13.1 に規定された、遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識を利用するための特別許可の所有者の情報。

2.3.1.2. 「遺伝資源に関する法律」第 15 条の 15.1 に規定された資料、および知的財産権の発生に関する資料。

2.3.1.3. 専門評議会の評価、自然環境問題を担当する国家行政組織（以下「国家行政組織」と呼ぶ）により発行された特別許可の登録。

2.3.1.4. 遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識の利用に関し、両当事者が相互に合意し締結された使用条件に関する報告書。

2.3.1.5. 国家行政組織が発行する、遺伝資源のモンゴル国境通過許可、国境通過日、および関連情報。

2.3.1.6. 生物多様性に関する会合により、遺伝資源およびその利用による利益の公正かつ公平な分配に関して法的に採択された「名古屋議定書」の批准国間で用いられている遵守証明書。

2.4. 遺伝子バンクのデジタルデータベースには、「遺伝資源に関する法律」第 12 条の 12.1 で指定された組織に保存されている、遺伝素材の物理的バンクのデジタルデータが含まれる。

2.4.1. 遺伝子バンクのデジタルデータベースは、以下の情報で構成される。以下

2.4.1.1. 遺伝子バンクの管理組織の名称・事業内容・所在地・連絡先電話番号・電子メールアドレス、およびウェブサイトアドレス。

2.4.1.2 分類された物理的バンクのデジタルデータと電子カタログ。

2.4.1.3. 物理的バンクに保管されたサンプルの重複しない固有番号・発生源・最初の番号・学名・保管条件・提供した学者の氏名・日付。

2.4.1.4. 該当のバンクからのサンプル取得、および保管者より物質を受け取るための条件、物質の譲渡契約。

3. 情報データベース関係者の双方の権利と責任

3.1. 国家行政組織は、情報データベースに方針と方法を提供する。

3.1.1. . 国家行政組織の遺伝資源を担当する構成分野の権限を与えられた担当官は、データベースへのアクセスに関する要求と提案を5営業日以内に検討し決定するものとする。

3.1.2. 国家行政組織の遺伝資源を担当する構成分野の権限を与えられた担当官は、遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識に関する情報、および本規制の2.3.1.3から2.3.1.6に規定された情報を登録し、それらを情報データベースに入力する。

3.1.3. 国家行政組織は、関連する問題について国際機関と協力する。

3.1.4. 「遺伝資源に関する法律」第9条の9.1に規定されている専門家評議会のメンバーは、情報データベースの情報に精通し、政府および公務の秘密、ならびに非公開情報を開示しないことについて保証を発行する。

3.2. 環境保護法第38条の38.2に定める環境情報センターは、情報データベースの作成・維持・保存、および保護の活動を行う。

3.2.1. 利用者に正確かつ最新の情報を提供し、定期的に更新する。

3.2.2. データベースの拡張と革新のための研究と提案の実施。

3.3. 「遺伝資源に関する法律」第8条の8.2に定められる、知的財産の問題を担当する国家行政組織は、遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識に精通し、知的財産権の発生の有無を管理し、国家および公務員の秘密、ならびに非公開情報を開示しない事について保証を発行する。

3.4. 県または市区町村の環境部門の権限を与えられた役人は、遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識、生物文化記録を登録し、「遺伝資源に関する法律」第10条の10.3に規定された情報データベースにアップロードする。

3.5. 「遺伝資源に関する法律」第12条の12.1に規定された機関は、研究業務開始前のデータを利用記録データベースに登録し、研究業務の結果を報告し、組織に保存されている遺伝素材の物理的バンクを情報データベースに入力する。

3.6. 「遺伝資源に関する法律」第21条の21.1.1に従い、税関検査官は、モンゴル国境を通過した遺伝資源の通過日と関連情報を利用に関する電子記録に入力するものとする。

3.7. 法人は、遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識を研究および商業目的で利用する申請者の登録・利用申請を行い、相互に同意する条件、および利用報告を利用登録データベースに入力するものとする。

3.8. 市民または家族は、自身の保管する遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識に関する本・経典・学術著作物・執筆物・口頭情報、およびその他同様の情報の電子コピーを、情報データベースに登録することができる。

4. 情報データベースの利用

4.1. 情報データベース利用者は、以下の条件を遵守するものとする。

4.1.1. 遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識、および利益の享受に関連する活動を支援するための利用。

4.1.2. 情報に関連する法律および規制に従った形での利用。

4.1.3. 情報源を必ず記載する。

5. 情報データベースの保管と保護

5.1. 環境情報センターは、以下の活動を実施する。

5.1.1. 自然災害・火災や水害、その他の突然の脅威、ハッキング、および情報データベースが破壊される可能性のあるその他の影響から保護するために、情報データベース内の情報のコピーを1つ作成し、安全かつ技術要件を満たす場所に保管および保護する。

5.1.2. 情報データベースの利用に関し履歴レポートを保持し、統計データを作成し、関係者全てに情報を提供する。

5.1.3. 電子環境における情報と情報データベースのセキュリティ・保管・保護を定期的に監視し、外部からのハッキングを防止する。

6. 情報データベースの運用に関する制限

6.1. 情報データベースの運用について、以下の制限を設ける。

6.1.1. 許可なくデータおよび情報を変更・削除・コピー・送信または転送をしない。

6.1.2. 完全に確率された状態を損失させる、または意図的なプログラム不全を起こすウイルスの拡散をしない。

6.1.3. 他人への情報の開示、個人的な利益のための利用・譲渡、および販売をしない。

6.1.4. 機密情報を許可なくコピー・利用、または他人に送信および転送しない。

7. 負う責任

7.1. この規則に違反した市民・役人、および法人は、関連する法律および規則に従って責任を問われるものとする。

環境観光大臣による省令
第 A/324 号

付録 2 データベースの構成要素のリスト
FH-01 指標植物の組成
一般情報

1. 植物界 :

門 :

綱 :

目 :

科 :

属 :

写真 :

種のモンゴル名:

種のラテン名:

シノニム名:

チベット名 :

英語名 :

ローカル名:

2. 形態学的特徴:
3. 生息環境:
4. モンゴルにおける植物保護のステータス:
5. 保護措置:
6. レッドリスト指定:
7. 地理上の位置 :
8. 化学組成、生物活性物質:
9. 遺伝資源の利用 :
10. 製品画像:
11. 商品名 :
12. 遺伝子プール:
13. 特許/実用案:
14. 利用法 :
15. メーカー :
16. 詳細 :
17. 利用リスト:

伝統的知識の使用

1. 使用する属:
2. サブタイプの応用:
3. 味、効能、植物学 :
4. 使用する部位:
5. 使用目的 :
6. 遺伝資源の利用 :
7. 製品画像:

8. 商品名 :
9. 遺伝子プール:
10. 特許/実用案:
11. 利用法 :
12. メーカー :
13. 詳細 :

保護に用いられた方法、調達方法と技術

1. シンボル:
2. 迷信 :
3. 禁止事項 :
4. 調達方法と技術:
5. 期間 :
6. 伝統的知識の所有者
7. 県 (選択):

その他の注意事項:

ΓH-02 指標生物の組成

一般情報

1. 動物界:

門 :
綱 :
目 :
科 :
属 :
写真 :
モンゴル名 :

ローカル名:

ラテン名:

チベット名 :

英語名 :

2. 形態学的特徴:
3. 生息環境:
4. モンゴルにおける動物保護のステータス:
5. レッドリスト指定:
6. 地理上の位置 :
7. 遺伝資源の利用 :
8. 製品画像:
9. 商品名 :
10. 遺伝子プール:
11. 特許/実用案:
12. 利用法 :
13. メーカー :
14. 詳細 :
15. 利用リスト:

伝統的知識の使用

1. 使用する属:
2. サブタイプの応用:
3. 味、効能、植物学:
4. 使用する部位:
5. 使用目的:
6. 遺伝資源の利用:
7. 製品画像:
8. 商品名:
9. 遺伝子プール:
10. 特許/実用案:
11. 利用法:
12. メーカー:
13. 詳細:

保護に用いられた方法、調達方法と技術

1. シンボル:
2. 迷信:
3. 禁止事項:
4. 調達方法と技術:
5. 期間:
6. 伝統的知識の所有者:
7. 県 (選択):

その他の注意事項:

「H-03 指標となるキノコの組成

一般情報

1. キノコ界:

門:

綱:

目:

科:

属:

写真:

モンゴル名:

ラテン名:

チベット名:

英語名:

ローカル名:

2. 形態学的特徴:
3. 生息環境:
4. モンゴルにおける保護のステータス:
5. レッドリスト指定:
6. 地理上の位置:

7. 遺伝資源の利用 :
8. 製品画像:
9. 商品名 :
10. 遺伝子プール:
11. 特許/実用案:
12. 利用法 :
13. メーカー :
14. 詳細 :
15. 化学組成、生物活性物質:
16. 利用リスト:

伝統的知識の使用

1. 使用する属:
2. 使用する部位:
3. 使用目的 :
4. 含まれている漢方のリスト:
5. 遺伝資源の利用 :
6. 製品画像:
7. 商品名 :
8. 遺伝子プール:
9. 特許/実用案:
10. 利用法 :
11. メーカー :
12. 詳細 :

保護に用いられた方法、調達方法と技術

1. シンボル:
2. 迷信 :
3. 禁止事項 :
4. キノコ狩り、準備時間 :

その他の注意事項:

ΓH-04 指標となる微生物の組成

一般情報

1. 微生物界*

門 :

綱 :

目 :

科 :

属 :

写真 :

ラテン名:

株名:

2. 形態学的特徴:
3. 生理学的特徴:
4. 遺伝資源の利用 :
5. 製品画像:

6. 商品名：
 7. 遺伝子プール：
 8. 純粋培養番号：
 9. 特許/実用案：
 10. 利用法：
 11. 取り出した派生物の名称：
 12. 詳細：
-
13. 化学組成および生物活性物質の名称：
 14. 利用リスト：

伝統的知識の使用

1. 使用する属：
2. 使用する部位：
3. 使用目的：
4. 含まれている漢方のリスト：
5. 遺伝資源の利用：
6. 製品画像：
7. 商品名：
8. 遺伝子プール：
9. 特許/実用案：
10. 利用法：
11. メーカー：
12. 詳細：

その他の注意事項：

環境観光大臣による省令
第 A/324 号
付録 3 登録用紙

1. 法人情報:

登録日:

法人登録番号:

法人の名前と形態:

住所 1: /県 市区町村/

住所 2: /番地/

電話番号 1:

電話番号 2:

2. 代表者の情報:

役職:

苗字:

名前:

登録番号:

電子メールアドレス:

携帯電話:

電話番号:

住所:

3. 検査・研究情報:

方向性:

主題:

製品:

動物	植物	微生物
3.1. ラテン名:		
		微生物の形態
		細菌 ○古細菌 ○真菌 ○藻類 ○ウイルス ○原生動物
3.2. 使用セクション		
○全て	○全て	○培養
○部位、どの部位か	○種子	○遺伝物質

○遺伝物質	○地表	○派生物、どのような派生物か
○派生物、どのような派生物か	○根	○その他
○その他	○組織および細胞培養	
	○遺伝物質	
	○派生物、どのような派生物か	
	○その他	
3.3. サンプル/在庫を採取した生物:		
県 市 区 町村:		
番地名:		
地理上の位置:		
国の特別保護地区に属しているかどうか:		はい・いいえ
環境省、及び国の特別保護地区を管轄する自治体との協定:		
使用法		生息環境
はい		周囲の環境
◇非常に希少な動物である場合	◇非常に希少な在来種・植物である場合	土壌
検査研究目的でのみ環境省が発行する、狩猟やわな猟の免許	検査研究目的でのみ環境省が発行する、特別な免許	○水
◇希少な動物である場合	◇希少な植物である場合	○空気
調査・分析・治療を目的として環境省が発行する特別な狩猟免許	検査研究目的でのみ環境省が発行する、特別な免許	乳製品、パン酵母
◇再導入した場合	医薬品の製造に使用する場合に、環境省が発行する特別な免許	○乳製品
環境・観光省が発行する再導入の許可、専門機関による結論	◇豊富な植物の場合	○パン酵母
◇狩猟鳥獣の場合	準備のために市区町村の責任者から取得した許可や契約、その日付や期間	○発酵した果物
該当する法人に対し、特別な目的で狩猟をする権利を与えた自治体知事の条例と、締結された契約	◇工業用の場合	○その他
◇狩猟で捕獲する材料	環境への影響評価	動物および宿主生物の学名:
準備のための許可	環境への影響の詳細な評価	植物および宿主生物の学名:

使用や狩猟・捕獲に関する活動、生物多様性の保護、継続的な利用により発生し得る影響が正しく評価されたかどうか。さらに、使用権の付与により発生し得る相対的な費用と便益の明確化がなされ、法律で指定された期間内に狩猟や捕獲がされたかどうか		その他
		病気や寄生虫感染を引き起こすかどうか
○いいえ		はい
		○いいえ
3.4.飼育された動物	3.4.栽培された植物	3.4.培養された微生物
県 市区町村:		
番地:		
土地の広さ、ヘクタール		
土地所有者の情報 氏名、連絡先の住所、電話番号:		
家畜化のため地方自治体から取得した許可	栽培のため地方自治体から取得した許可	育成者権の取得状況、取得日、取得期間:
事前の同意:		
3.5.遺伝資源データベース:		
どのデータベースか:		
素材移転契約:		
3.6.サンプル採取期間:		
開始日:		
終了日:		
計測単位:		
数とサイズ:		
3.7.従来用途:		
輸出に要する時間の事前予測:		
輸出港:		
持ち出す遺伝資源の使用の関する注意事項:		
連絡先の住所と電話番号:		
代表者の情報:		
姓:		
名前:		
電話番号:		
電子メールアドレス:		
住所:		
パスポート番号:		
3.8.調査目的:		

3.9.調査継続が可能な期間:	
開始日:	
終了日:	
3.10.遺伝資源の利用から生じる利益の種類:	
4.伝統的知識による簡単な定義:	
4.1.関連する遺伝資源:	
4.2.伝統的知識の形態:	
<input type="radio"/> 書面上	
<input type="radio"/> 名称	
<input type="radio"/> その他	
4.3.所有者情報:	
<input type="radio"/> 行政機関	
<input type="radio"/> 個人	
4.4.伝統的知識の所有者を特定した調査結果:	
4.5.伝統的知識の所有者に関する情報:	
氏名:	
登録番号:	
住所:	
電話/携帯電話の番号:	
電子メールアドレス:	
細胞培養プロトコル	
伝統的知識の使用に関する詳細な案内書	
事前の同意	